

三豊市監査委員告示第3号

令和5年度定例監査（第2回）の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月4日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 高木 修

三総総第 839 号
令和 6 年 3 月 27 日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 高木 修 様

三豊市長 山下 昭史

令和 5 年度定例監査結果(第 2 回)報告に基づく措置について

令和 5 年度定例監査結果(第 2 回)報告に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

| 区分 | 監査対象機関 (課名等) | 監査の結果 (改善・検討事項) | 措置の内容 |
|------|-----------------|---|--|
| 個別事項 | 農林水産課 | <p>・補助金返還の調定について(農林水産課)</p> <p>農林水産課では、個人への補助金の過年度返還金として、補助金返還金の調定を行っている。これらは、出納閉鎖日までに納付されなければ、未収入分を収入未済額として計上し、同額を引き続き翌年度に調定する必要がある。</p> <p>しかしながら、未収入額と同額を調定額から減じた処理を行っていたものがあり、令和4年度決算において、収入未済額及び調定額が計上されていなかったことが今回の監査で判明した。</p> <p>今回の事案は、未収時における調定の繰越を錯誤したものであり、今後は、適切な債権管理を行うよう求める。</p> | <p>会計年度の切り替え時期の収入未済額については、前年度の収入未済の調定を減額及び削除しないことを課内で確認した。併せて引継書において、返還金が発生する事務事業については、上記事務を引継ぎ項目とした。</p> |
| 個別事項 | (保育所(保育幼稚園課)) | <p>・預金通帳管理・保管について</p> <p>三豊市では、公金等に係る預金通帳の保管に関する指針(平成28年8月1日改正)が定められており、準公金についても同様の取扱いをすることとなっている。しかしながら、今回監査を行った保育所において、指針に基づいた届出がなされていないものがあった。預金通帳の異動があった場合は、指針に基づいた手続きを確実に行っていただきたい。</p> | <p>今回の指摘により、市内保育所・こども園を確認したところ、全施設において預金通帳(準公金)の届出義務があることを認識しておらず届出をしていなかった。</p> <p>施設長へ指針を周知し、全施設 R6.2.9 に会計課へ届出書を提出した。</p> <p>今後、通帳の異動があった場合は早急に手続きをするよう併せて周知した。</p> |